

地域密着型の公の施設（指定管理者制度で管理する公の施設のうち、専ら自治会等の集会施設に係るもの）の廃止について

1 公の施設の概要

(1) 基本情報

ア 設置条例	飯田市箱川郷づくり研修センター条例
イ 施設名（通称）	飯田市箱川郷づくり研修センター
ウ 所在地	飯田市箱川571番地1
エ 設置目的	飯田市内の辺地の地域振興を図り、もって住民福祉の向上に資するための施設
オ 設置年月日	平成10年2月20日
カ 構造	鉄骨造 平屋建
キ 延べ床面積	345.72平方メートル
ク 取得費	76,209千円
ケ 管理方法	指定管理者制度（協定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日）
コ 指定管理者	箱川区（認可地縁団体）
サ 施設の写真	



## 2 公の施設の廃止

### (1) 廃止事由

飯田市箱川郷づくり研修センターは、指定管理者制度により管理する公の施設のうち、利用の実態が専ら自治会等の集会施設として利用されている施設（地域密着型の公の施設）であり、多くの自治会等が保有する集会施設と変わらないものであることから、令和8年3月31日をもって指定管理期間が終了することにあわせ、公の施設の設置及び管理に関する条例を廃止する。
--

### (2) 廃止手続・経過

令和7年2月 行財政改革推進本部会議  
（地域密着型の公の施設のあり方における基本的な対応方針）

令和7年6月 箱川区区長等との協議

令和7年7月 行財政改革推進本部会議（方向性の確認）

令和7年7月 飯田市行財政改革推進委員会（第三者評価）

令和7年8月 行財政改革推進本部会議（方向性の決定）

令和7年8月 箱川区会との協議

令和7年10月 箱川区区長等との協議

令和7年12月 箱川区会との協議

令和8年1月 山本地域協議会に意見聴取

令和8年1月 山本地域協議会より答申

令和8年2月 議案提出（条例廃止）

## 3 廃止後の管理・手続

### (1) 財産管理

ア 財産の管理	将来的に、自治会等（箱川区）への無償譲渡（譲与）とする。 ただし、自治会等において譲渡までの準備に時間を要する場合は、当面の間、無償貸付とする。
イ 上記の管理に係る理由	譲渡後の用途を自治会等の集会施設の用途に供することを条件とし、当初建設に当たり当該自治会等による寄附金受納又は建物の維持管理若しくは大規模改修の費用負担の可否その他の状況を総合的に評価し、無償譲渡とすることが地域振興に資するものと判断するため。 自治会等が財産取得のための準備に時間を要する場合は、条例を廃止した後、財産を普通財産に区分した上で、市の財産に使用権を設定することで、これまでどおりの使用が可能となるよう、当面の間、無償で貸し付けることが適当と判断するため。

### (2) 手続等

令和8年4月 普通財産貸付契約の締結（予定）

将来的に、自治会等が財産取得の意思決定等の手続が整った場合は、以下の手順による。

- ・普通財産譲渡（譲与）申請書の提出
- ・普通財産譲与仮契約書の締結
- ・議案提出（財産の無償譲渡について）